

# ギャンブル等依存症対策推進本部事務局の設置に関する規則

〔平成30年9月26日  
内閣総理大臣決定〕

## (設置及び任務)

第1条 内閣官房に、ギャンブル等依存症対策推進本部に係る事務を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

## (組織)

第2条 事務局に、事務局長、事務局長代行、ギャンブル等依存症対策総括官、審議官、参考官、企画官その他所要の局員を置く。

- 2 事務局長は、内閣官房副長官（事務）をもって充てる。
- 3 事務局長は、事務局の事務を掌理する。
- 4 事務局長代行は、内閣総理大臣補佐官及び内閣官房副長官補（内政担当）をもって充てる。
- 5 事務局長代行は、事務局長の職務を代行する。
- 6 ギャンブル等依存症対策総括官は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。
- 7 審議官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
- 8 参考官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。
- 9 企画官は、命を受けて、特定事項の調査、企画及び立案に関する事務に従事する。
- 10 審議官、参考官、企画官及び局員は、非常勤とすることができます。

## (補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、事務局の内部組織に関し必要な事項は、事務局長が定める。

## 附 則

この規則は、平成30年10月5日から実施する。